

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年11月18日開催 資金移動業者]

1. 金融行政方針の公表について

- 2025年8月29日、2025事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。
- 今年は、要点を絞った記載としており、この方針に掲げた施策だけでなく、これまで継続的に取り組んできた施策も着実に実施していく。
- 金融行政方針を端緒として、各資金移動業者と課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋げていきたい。金融庁の施策について、御不明点、御懸念点、御提言があれば、問合せすることを求める。

2. 2025事務年度における資金移動業者等のモニタリングについて

(2024事務年度のモニタリングを通じて把握した主な課題について)

- 各資金移動業者が提供する資金決済サービスについては、国民生活に不可欠なインフラの一部となる中、信頼性の観点から、アカウントのなりすましや乗っ取り対策に加え、資金移動サービス、電子マネーを利用した不正送金・不正利用対策も重要である。
- 2025年4月には、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」がまとめられ、被害防止に向けた広報・啓発や、電子マネーを利用した特殊詐欺被害の増加に伴う犯行利用防止として、利用停止措置等の対策の検討が必要である。
- 日本資金決済業協会においては、電子マネーに係る新たな特殊詐欺被害の事例のウェブサイトへの掲載など、被害防止に向けて取り組まれていると承知している。各事業者においても、広報・啓発や犯行利用防止などについて適切な対応がなされているか、今一度確認し、更なる対策強化に取り組むことを求めたい。

(オンラインカジノに係る賭博事犯防止及び電子マネーを利用した特殊詐欺被害防止のための対応について)

- 2025年3月、オンラインカジノに関する問題への対応を踏まえ、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が閣議決定された。金融庁において、引き

続き、オンラインカジノへの送金を仲介し、無免許・無登録で為替取引を業として営む者の把握・防止に努める旨が明記されている。

- 2025年5月、警察庁と連名で関係金融機関に対し、オンラインカジノに係る賭博事犯の発生を防止するための取組を要請した。オンラインカジノに関連する送金の停止や、日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることの利用者への注意喚起など、オンラインカジノに係る賭博事犯の発生を防止するための取組の実施を引き続き求めたい。

(金融グループ等の実態に応じた監督)

- 金融行政方針に記載した、金融グループ等の実態に応じた監督、の取組について簡単に紹介する。近年、通信・流通・EC等の非金融業を母体とするグループを含む様々な事業者が、デジタル技術を活用し、決済、銀行、証券など、幅広い事業をシームレスに展開するようになっている。
- 金融庁では、各事業者の事業実態に応じた効果的な監督の実施が重要と考えており、グループ全体の事業戦略や、金融事業の位置付け等を把握することで、事業実態に応じた監督や法令適用を行いたい。
- 従来から、グループ戦略等につき、各事業者と議論する機会もあったが、より組織的に取り組むため、本年7月より、資金決済参事官の下に、ネット銀行の監督や非金融業を母体とするグループ各事業者との窓口を担う専門の室を新たに設け、各グループと順次議論を進めているので、御協力を求めたい。

3. FATF勧告16（クロスボーダー送金）改訂の公表について

- 金融活動作業部会（FATF）では、クロスボーダー送金の透明性に関する改訂勧告16を、2025年6月18日に公表した。

（参考）FATFによる「Payment Transparencyに関するFATF勧告16の改訂」の公表について

<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20250619/20250619.html>

- 勧告の改訂は、送金の透明性向上の観点から必要なマネー・ローンダリング対策等の確保を図ることを企図している。FATFは、2024年・2025年の2度の市中協議を始め、金融機関の負担やほかの政策目的との整合性などを踏まえ、リスクに応じた改訂内容を見直した。
- 主要な改訂項目としては、①クロスボーダー送金の始点・終点の定義の明

確化に伴うペイメントチェーン内の異なる主体の責任の明確化、②クロスボーダー送金における送付情報の見直し（送金人・受取人情報の内容・質の改善）、③クロスボーダー送金における受取人情報の整合性確認の義務付け、④カード決済に関する勧告 16 適用除外の規定の見直し、⑤カードによるクロスボーダーの現金引き出しへの限定的な基準の適用がある。

- 今回の改訂は、技術的かつ複雑な論点が多く、ステークホルダーも多岐にわたることから、FATF では、FATF の目線をより詳細に説明するガイダンスの作成を進めていくとともに、円滑な実施のため民間ステークホルダーとの対話を継続する予定である。なお、今回の改訂勧告の実施に必要な対応に鑑み、FATF では 2030 年末までのリードタイムを設定している。金融庁としては、各資金移動業者の御意見を踏まえつつ、FATF ガイダンス作成や国内実施に向けた検討を進めていきたい。

4. 10月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025 年 10 月 15 日から 16 日にかけて、ワシントン D.C. において G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に公表された議長総括及び成果物を踏まえ、金融関連の主な論点を御紹介する。
 - ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準を実施することの重要性が再確認されたほか、過去 15 年間の G20 金融改革の実施をレビューした金融安定理事会 (FSB) の中間報告書が公表された。同報告書では、バーゼルⅢなどの重要な改革の実施が不完全であり、実施の遅れと法域間の不整合性がグローバル金融システムにとってのリスクとなっている点を指摘している。
 - ・ また、暗号資産及びグローバル・ステーブルコイン (GSC) に関する FSB のグローバルな規制枠組みの実施の進捗を評価するピア・レビュー報告書が公表された。規制整備が遅れている法域が多い中、日本は、EU や香港と並んで、暗号資産・ステーブルコインの両分野において規制整備が完了しているとの高い評価を受けている。ステーブルコイン発行者に対するストレステストの不実施など、指摘を受けた部分については、規制・監督上の検討に役立っていく。
 - ・ ノンバンク金融仲介 (NBFIs) に関しては、ヘッジファンドなどを含む NBFIs のデータの課題及び脆弱性に対処するための FSB 及び基準設定主体 (SSBs)

による作業が支持された。

- ・ クロスボーダー送金に関しては、G20 ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。
 - ・ サステナブルファイナンスに関しては、殆どのメンバーが、「2025 年 G20 議長国・サステナブルファイナンス作業部会共同議長 サステナブルファイナンス報告書」における気付きと拘束力のない勧告を支持した。勧告には、気候への強靭性の移行計画への統合、リスク評価の改善、自然災害の保険補償ギャップへの対処等が含まれている。
- 2025 年 12 月より米国が G20 議長国を務める予定である。引き続き、各金融機関の意見も踏まえつつ、国際的な議論に貢献する。

5. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」(2025 年 4 月 22 日) や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2025 年 6 月 13 日) において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。
- これを踏まえ、2025 年 6 月 24 日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。
- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は 2027 年 4 月 1 日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

6. 「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年 6 月）」の公表について

- 2025 年 6 月、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年 6 月）」を公表した。
- マネー・ローンダリング等対策については、2024 年 3 月末の態勢整備期限

を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了していることを踏まえ、FATF 第5次審査も見据え、有効性検証を通じた態勢の高度化に軸足を移していくことが重要である。金融庁も、今事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認していく予定である。

- 金融犯罪対策については、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0（2025年4月）」に掲げた施策等を着実に推進していくことが重要である。本レポートにおいては、金融機関の金融犯罪対策に関する取組等を記載している。金融機関においては、利用者を詐欺等の被害から守り、金融機関も自らが提供するサービスが犯罪に悪用されることによる風評から自身を守る必要がある。そのためには、変化し続ける金融犯罪に立ち遅れることなく対応していく必要がある。
- また、本レポートでは業態（セクター）毎のリスクを詳細に記載しており、とりわけ資金移動業者は、預取・暗号資産と並ぶ重要な業態と位置付けている。
- 各事業者においては、本レポートも参考に、自らのマネー・ローンダリング等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

7. 「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 金融庁が策定・公表している「疑わしい取引の参考事例」は、所管の特定事業者が疑わしい取引の届出義務を履行するにあたり、犯罪等に関連する可能性のある取引として特に注意を払うべき事例を例示したものである。
- 2025年8月、金融機関におけるリスク動向や、昨今の金融犯罪の傾向等を踏まえ、非対面取引における具体的な観点の追記を中心に参考事例の改訂を行った。また、参考事例の見直しにあたり、警察庁策定の「疑わしい取引の届出における入力要領」も改訂され、併せて公表されている。
- 経営陣においては、改訂された事例を参考とし、疑わしい取引の届出業務を着実に実施するとともに、足元で特殊詐欺等の被害が拡大している状況も踏まえ、犯罪等に関連する疑いのある取引に気づくことのできる、あるいはシステム等で検知できる態勢を構築し、金融犯罪等の抑止に繋げていただきたい。

8. 振込名義変更による金融機関口座宛送金等への対応について

- 特殊詐欺をはじめとする金融サービスを不正に利用した犯罪被害が引き

続き増加傾向にあることから、2025年9月、預金取扱金融機関の業界団体等に対し、インターネットバンキングに係る不正利用対策の強化等、口座不正利用対策の一層の強化を要請した。

- あわせて当該要請において、昨今、不正利用口座から暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座に対し、振込元の口座名義を変更して異なる依頼人名で送金を行う事例が見られることから、こうした送金を拒否することを求めている。
- 預金取扱金融機関にこうした対応が求められていることを御理解の上、資金移動業者においても、例えば正当な理由なく自社の顧客名義と異なる名義で行われる振込入金がないか確認するなど、預金取扱金融機関と連携して自社のサービスが詐欺等の被害金の移転に悪用されることのないよう取り組んでいただきたい。

[9. サイバーセキュリティに関する取組について]

- 最近のサイバー攻撃はますます深刻化しており、他業種において、業務遂行に多大な影響を及ぼすような事象も頻発している。こうした脅威は金融機関にとって決して他人事ではなく、主体的に取り組むことが重要。サイバーセキュリティは、事業継続や利用者の信頼を守るために欠かせない経営課題であり、引き続き、経営レベルでの対応を求める。

<金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall2025) >

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2025年も10月にサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall2025) を実施した。
- 参加金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に関与された。演習に参加することで、演習結果を活かすことを求める。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えることを求める。

<耐量子計算機暗号 (PQC) 対応>

- 金融 ISACにおいて「日本の金融機関のための PQC 移行ガイド」が作成され、その中に PQC 移行の全体像が示されている。PQCへの移行は、将来の安

全性確保に向けて避けられない取組であり、各金融機関において、金融 ISAC のガイドも参考にしながら、体制整備、システムの優先順位策定やクリプトインベントリの作成など、着実に準備を進めるることを求める。

＜金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート＞

- 2025 年 6 月 30 日に、「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」を公表した。昨今の地政学リスク、サイバーリスク等の高まりを背景に、金融業界に対して一層のレジリエンスの強化が求められていることを踏まえ、昨年まで公表してきた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」に、サイバーセキュリティ、クラウド、オペレーションナル・レジリエンスの観点も含め、再構成した。
- IT の複雑化と依存度の増大により、IT リスク・サイバーリスクは金融機関の経営ひいては金融システムを揺るがしかねないリスクを内包している。インシデントが発生することを前提として IT レジリエンスを強化する必要がある。
- 各金融機関の経営層においては、本レポートも参考に、IT リスク・サイバーリスクをトップリスクとして認識し、国内外の事例に照らし、自組織のガバナンス、体制、投資、人材育成について不斷に見直し、強化することを求める。
- 金融庁としては、金融分野における IT レジリエンス強化を促すため、金融機関の自助、金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに加え、対話、情報共有、ガイダンスの提供、サイバーセキュリティ演習等の機会の提供などの公助の取組を強化していく。

＜顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化＞

- 証券口座への不正アクセス事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。
- こうした状況を踏まえ金融庁は、警察庁と連携し、上記内容を盛り込んだ「顧客口座・アカウントの不正アクセス・不正取引対策の強化」に関する要請文を 2025 年 7 月 28 日に発出し、対策強化に向けた対応を進めている。

- 不正アクセス対策強化の取組状況については、金融庁として、モニタリングしていく。

10. 預金保険法に基づく財産調査への協力依頼について

- 預金保険機構は、金融機関から買い取った債権を整理回収機構が円滑に回収できるよう支援するために、財産調査を実施しており、その一環として金融機関等に対して照会ないし協力要請を行っている。これらの照会等は、個人情報保護法上の本人の同意を得ずに第三者に提供することができる「法令に基づく場合」に該当しうるものであるが、この点について十分な御理解がいただけなかった事例もあったと思われる。
- 個人情報保護委員会が策定する「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」に、「法令に基づく場合」の例として、預金保険機構が預金保険法附則第 13 条に基づき行う照会・協力要請が追加掲載された。
- この追加掲載を契機として、預金保険機構は、各業界団体宛てに、同機構理事長名で協力等依頼文書を発出したので、御協力を求める。

11. 価格転嫁・取引適正化に関する要請について

- 賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025 年 4 月及び 8 月、日本資金決済業協会に対し、要請文を発出した。
- 具体的には、2025 年 5 月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。
- 価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めることを求める。

12. 多国間制裁監視チームによる報告書公表について（北朝鮮関連）

- 2025 年 10 月、多国間制裁監視チーム(Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT) は、「北朝鮮によるサイバー及び IT 労働者の活動」をテーマに、第 2 回目の報告書を公表した。
- 報告書には、暗号資産窃取及びその資金洗浄や利用、IT 労働者による外貨

獲得並びに情報窃取を含む北朝鮮によるサイバー活動に係る具体的な情報が記載されている。

- ・ 報告書の対象期間（2024 年 1 月～2025 年 9 月）に、北朝鮮は少なくとも 28 億米ドル相当の暗号資産を窃取。
 - ・ 中国、ロシア、アルゼンチン、カンボジア、ベトナム、UAE を含む外国拠点の仲介者等に依存し、窃取した暗号資産を法定通貨に洗浄。
 - ・ 軍事装備品等の販売・移転を含む調達取引にステーブルコインを使用。
- 各金融機関においては、本報告書も参考に、引き続きサイバーセキュリティ対策、マネー・ローンダリング対策の強化に取り組むことを求める。

（参考 1）多国間制裁監視チーム（Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT）

2024 年 4 月に安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動が終了したことを受け、同年 10 月、日本を含む同志国は多国間制裁監視チーム（MSMT）を設立。参加国は、日本、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、韓国、英国及び米国の 11 か国。

（参考 2）外務省報道発表「多国間制裁監視チーム（MSMT）第 2 回報告書の公表」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02871.html

（参考 3）報告書には、北朝鮮関係者が DMM Bitcoin から約 3 億 800 万ドル相当の暗号資産を窃取した事案についても記載。

13. 対iran制裁に係る要請について

- 2025 年 9 月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（9 月 28 日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。
- これを受け、9 月 30 日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関する取引について（要請）」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底を求める。

14. 緊急時の当局との連絡体制の見直しについて

- 近年多発する自然災害への対応等を踏まえて、災害発生時における被害状況等の報告要領等に關し見直しを行い、2025年9月12日付で「災害発生時における金融機関等の被害状況等の報告について」の改正事務連絡を管内資金移動業者に対し、発出した。緊急時に備え、金融機関・当局双方の担当者の連絡体制の整備を従前より求めているところであるが、改めて、当局と確実かつ速やかに連絡が取れる実効的な連絡体制となっているのか、見直しを行うことを求める。

(以 上)